

## アフリカ人権憲章（その四）



研究センター所長  
同志社大学教授  
安藤 仁介

一九八一年にアフリカ統一機構の第一八回首脳会議で採択されたバンジュール憲章（アフリカ人権憲章）は、同機構の過半数の加盟国が批准した一九八六年に発効しました。そして翌八七年には首脳会議の選んだ十一名の専門家から成るアフリカ人権委員会が発足し、委員会は八年に行動計画を採択しています。それによると、委員会は人権分野における研究と並んで、教育・啓発活動にもたずさわります。また、未批准国に対してアフリカ人権憲章だけでなく、国連が作成した種々の人権関係条約をも批准するように働きかけます。さらに、欧州や米州の人権委員会や国連人権委員会などとも協力関係を進めることとされています。アフリカ人権憲章六二一条は、

ることは、ほとんど不可能な状況です。

「アフリカ人権憲章」の連載一回目に申し上げたように、同憲章の特色は、一つには個人や集団の義務を規定していること、二つには人権問題の最終的な処理をアフリカ首脳会議に委ねていること、です。そして、こうした特色を説明するためには、同憲章の基盤にあるアフリカ大陸そのものの歴史や社会を理解することが不可欠なのです。そこで連載の第二回、第三回では、古い歴史をもつアフリカが西欧諸国の植民地化の対象とされたこと、植民地化は西欧諸国の便益を優先させたため、アフリカ原住民のコミュニティは分断され、人為的なあたらしい境界線が引かれたこと、新生アフリカ諸国は独立当初から「植民地化の負の遺産」つまり国内に分裂的な要素を抱え込まざるをえなかつたこと、などをご説明しました。

だとすれば、人権の義務的側面を強調し、人権問題の解決をアフリカ首脳会議に委ねるのは決して理由のないことではないのです。第一に、分裂的要素をもつた人びとを対的にまとめるためには、かれらすべてに共通の価値観を見いだすことが不可欠であり、「人権」はまさにそうした「共通の価値観」として機能することが十分期待できるからです。第二に、分裂的因素をかかえた人びとまたはグループが相互間で問題を解決するためには、グループが対外的にまとまって行動することが必要であり、それを体現したアフリカ首脳会議の存在はきわめて貴重です。アフリカ人権憲章のシステムは現在までのところスムーズに機能していないかも知れません。しかし、ここで見た二つの条件を満たすシステムが他に見当たらぬ以上、アフリカ人権憲章の可能性を長期的な視野に立つて見守り続ける姿勢が大切ではないでしょうか。

加盟国が憲章の諸規定を国内でどのように実施したかを、二年置きに報告することを義務づけており、委員会はこの報告を作成するためのガイドラインも採択しました。そして現在までに、大半のアフリカ諸国は憲章の当事国になっているのです。

このようにいふと、アフリカ人権憲章はスマートに機能しているように思われます。しかし現実はそうではありません。まず第一に、委員会が人権状況に関する報告作成のガイドラインを作成したにもかかわらず、当事国の提出状況はきわめて低調です。たとえば、憲章の発効後五年を経た二〇〇一年四月において、アフリカ人権憲章の五一の当事国のうち、二三ヶ国は報告をいちども提出しておらず、一八ヶ国は第一回報告を提出したに過ぎません。つぎに、アフリカ人権委員会の活動を支えるべき物的・人的体制が不十分そのものです。委員会の本部はバンジュールに置かれていますが、かなりの期間コピーマシンやファックスがありませんでした。また、会議の録音は取られておらず、ために議事要録も発行されていないのです。その結果、委員会の活動内容を外部から知